



シンポジウム「国賠訴訟は刑事司法を変えるのか？一冤罪の再発防止に向けて」

2025年6月14日土曜日 14:00～17:00

- 主催:熊本大学大学院人文社会科学研究所(法学系)
- 共催:熊本大学法学部
熊本大学法学部研究教育振興会
- 会場:熊本大学黒髪北キャンパス法文棟2階A1教室
- パネリスト
指宿 信 氏(成城大学教授)
谷萩 陽一 氏(茨城県弁護士会所属弁護士)
村山 雅則 氏(熊本県弁護士会所属弁護士)
岡田 行雄 氏(熊本大学教授)

シンポジウム

「国賠訴訟は刑事司法を変えるのか？—冤罪の再発防止に向けて」

●概要

昨年、死刑確定事件が再審によって無罪となった袴田事件など、著名な冤罪事件の被害者は、筆舌に尽くしがたい被害を受けておられます。そうした冤罪被害者が無罪判決を得た場合、刑事補償の制度はありますが、拘禁された日数に最大12,500円を乗じた金額が裁判所によって認められれば、国から補償がなされるに過ぎず、失われた時間やその間の様々な被害を埋め合わせるには到底足りない金額に過ぎません。そこで、別途、冤罪被害者が、冤罪被害を引き起こした国や自治体には違法行為があり、それによる損害を賠償すべきとして、国家賠償訴訟（国賠訴訟）を提起する事例が見られるようになりました。熊本での、冤罪事件である松橋事件についても、冤罪被害者の方から国家賠償訴訟が提起され、先日、熊本地裁は原告に一部勝訴の判決を言い渡しました。

しかし、国賠訴訟にあたっては、公務員による違法行為を原告が立証しなければならず、そのハードルは極めて高いと指摘されてきました。そのため、冤罪被害者が原告となった国賠訴訟も、その多くは請求が棄却されています。このようなハードルの高さはどのようにして克服されるべきなのでしょうか？

また、近時、警察官や検察官による違法行為の立証に原告が成功し、冤罪被害者が原告となった国賠訴訟で勝訴する判決も散見されるようになりましたが、原告が得た勝訴判決で裁判所から国や自治体に損害賠償が命じられたとして、それは、冤罪の再発防止に向けた効果があるのでしょうか？

そこで、このような問題意識から、本シンポジウムでは、冤罪被害者による国賠訴訟に携わったご経験をお持ちの研究者や弁護士を熊本大学にお招きして、こうした国賠訴訟の困難性の原因を探るとともに、国賠訴訟の勝訴判決を、いかにして、日本の刑事司法で生じている冤罪被害の再発防止につなげていくべきかについて参加者のみなさんと共に考えたいと思っております。

●シンポジストのご紹介

指宿 信 氏 成城大学教授

指宿さんは、冤罪被害者が提起した国賠訴訟において、研究者として法律鑑定意見書を提出されたご経験を多数お持ちです。指宿さんには、具体的な国賠訴訟を踏まえて、そのご経験から、国賠訴訟の原告勝訴からそれを冤罪被害防止につなげる道筋についてコメントしていただきます。

谷萩 陽一 氏 茨城県弁護士会所属弁護士

谷萩さんには、冤罪事件として全国的に著名な布川事件の弁護団として、布川事件国賠訴訟での勝訴判決に至るお話を中心に語っていただきます。

村山 雅則 氏（熊本県弁護士会所属弁護士）

村山さんには、熊本県で発生した冤罪事件である松橋事件弁護団として、松橋事件とその国賠訴訟の現状に至るお話を中心に語っていただきます。

岡田 行雄 氏（熊本大学大学院人文科学研究部教授）

岡田さんには、冤罪被害者が提起した国賠訴訟が冤罪被害の原因を作った刑事司法を変えることに成功していると言えるのかという現状を中心に問題提起していただきます。